改定茨城県感染症予防計画の概要

計画の趣旨

○　**感染症法第１０条の規定に基づく『感染症の予防のための施策の実施に関する計画』（法定計画）。**
　※改正同法第１４条の規定に基づく保健所設置市（水戸市）が定める同計画について、必要な事項を本計画に包含して定める。
○　第２次茨城県総合計画に掲げる『「新しい茨城」づくり』に向けて、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かし、県民の命と健康を守るため、**感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、新たな感染症など未曾有の危機において適切な対応ができるよう、平時から体制を構築**。

計画の期間

２０２４年度～２０２９年度（６年間）（３年ごとに中間見直し）
※併せて、「第８次茨城県保健医療計画（案）」（新興感染症発生･まん延時における医療　等）などの諸計画と整合を図りながら、検証等を実施。

改定のポイント

１）基本的な考え方

・コロナ禍で培った各種対策等の伝承
・個々の感染症対策の継続、充実強化
・幅広い関係者の連携
→ **感染症対策の一層の充実**

２）医療提供体制の強化
○改正感染症法に基づく**「医療措置協定」の新設**
　※新興感染症を見据えた医療提供体制の数値目標を設定
○**第２種感染症指定医療機関の見直し**
○**宿泊療養施設**の確保、**外出自粛対象者の療養生活の環境整備**
　などに関する章立てを新設・充実
　など

３）保健所及び衛生研究所の強化
○**研修・研究の充実、外部連携・ICT活用**などによる、保健所及び衛生研究所の体制の強化に関する章立てを新設・充実
○**クラスター対策の横断的連携**による、院内・施設内等での感染対策徹底、感染症発生・まん延の防止　など

４）県民の理解醸成
○感染症に関する啓発及び知識の普及、人権の尊重　など

（参考）計画の全体像
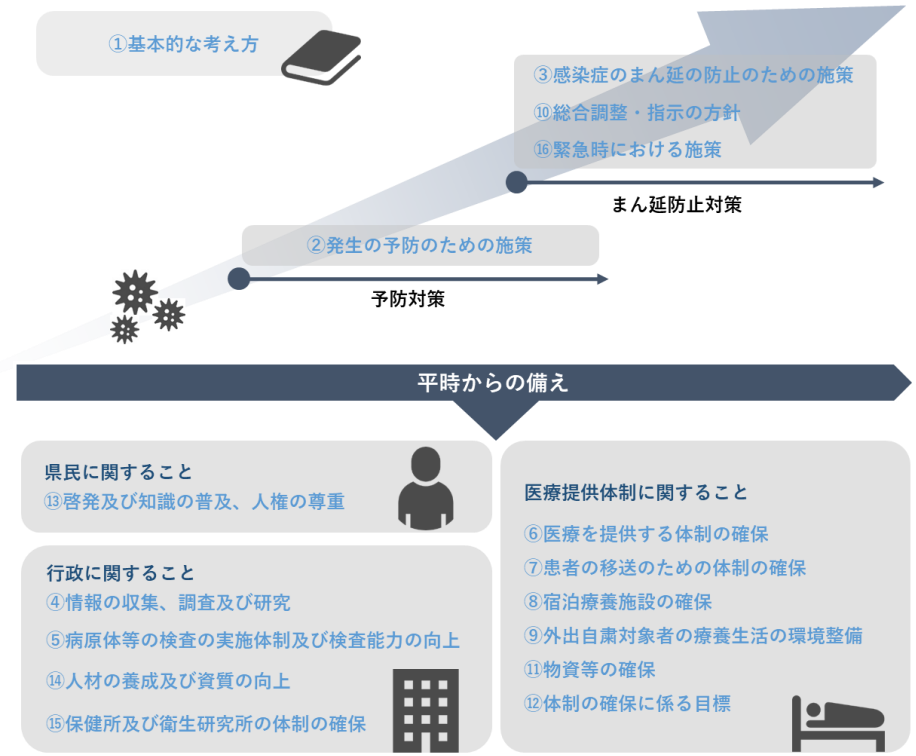
※各番号：計画（案）の各章